

島根県広告取扱基準

第1 趣旨

島根県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 個別の基準

この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告掲載に係る個別の基準が必要な場合は、広告媒体に係る県有資産を所管する課長等が別に定めるものとする。

第3 業種又は事業者

次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。

なお、広告を掲載中において、これらの業種又は事業者に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者
- (3) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条に規定する貸金業に該当するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に該当するもの。ただし、知事が特に認めるものを除く。
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (6) 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの
- (7) 建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱(昭和 63 年 5 月 31 日付け管発第 181 号)に基づく指名停止を受けている者
- (8) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者
- (9) その他県有資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの。

例えば、次のようなものをいう

- ①医療行為に類似したサービス又は医療用具、器具に類似した商品に該当するもの
- ②連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引、又はこれらに類する取引に該当するもの
- ③興信所、探偵事務所等に該当するもの
- ④占い、運勢判断等に該当するもの
- ⑤民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生又は更生手続中の者

第4 掲載基準

広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載することができない。

なお、広告の掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ①法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - ②法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

- ③その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの。
 - ④商標、著作権その他の財産権を無断で使用するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ①暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの
 - ②醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
 - ③性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - ④犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
 - ⑤その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ①他の者をひぼう、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの。
 - ②人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ③第三者の氏名、写真を無断で使用するもの及びプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ①公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）
 - ②政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）
 - ③宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（宗教団体の広告を含む）
- (5) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ①個人又は団体の意見広告
 - ②国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義若しくは主張又はこれらを含むもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ①統計、文献、専門用語等を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現（合理的な根拠を示す資料を求めたときに提出されない場合は、不当な表示とみなす。）
 - ②射幸心をあおる表示又は表現
 - ③誇大な表現を含むもの
 - ④社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの
 - ⑤投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
 - ⑥他人名義の広告
 - ⑦その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）
- (8) 社員等の人事募集広告。例えば次のようなものをいう。
- ①社員、副業、内職、会員等の募集に関するもの

- (9) 比較広告。例えば、次のようなものをいう。
- ①自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの
 - ②商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨若しくは保証する記述があるもの
- (10) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ①色又はデザイン等が景観と著しく違和感があり、公衆に不快感を起こさせるもの
 - ②自動車等の運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にするおそれがある等、交通安全を阻害するおそれのあるもの
- (11) 内容又は責任の所在が不明確なもの。例えば、次のようなものをいう。
- ①通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
 - ②通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
 - ③外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
- (12) その他県有資産の性質等に照らし広告掲載することが適当でないと認められるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ①県が広告主を支持し、又はその商品若しくはサービス等を推奨し、あるいは保証しているかのような表現のもの（県が別に認証等を行っている商品又はサービス等に係るものを除く。）
 - ②品位を損なう表現のもの
 - ③投機を著しくあおる表現のもの
 - ④債権取立て、示談引き受けなどに関するもの
 - ⑤謝罪、釈明などのもの
 - ⑥訪ね人、養子縁組などのもの
 - ⑦暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの

第5 掲載基準の適用

第4に定める掲載基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削除等を行うことにより、広告を掲載することができると認められる場合は、広告主に修正、削除等を求めることができる。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、平成23年2月15日から施行する。